

規則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十七号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十三年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第八号中「失そう」を「失踪」に改め、同条第二項に次の二号を加える。

三十 規則第三十九条の二十三の地域医療連携推進法人の解散認可申請書 様式第四十八号

三十一 規則第三十九条の二十四の地域医療連携推進法人の定款変更認可申請書 様式第四十九号

様式第一号中「㊦」を削る。

様式第二号及び様式第三号中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第四号及び様式第五号中「㊦」を削る。

様式第六号及び様式第七号中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第八号中「あん先」を「宛先」に、「失そう者」を「失踪者」に改め、「㊦」を削り、「(ホネウ)」を「(ホネ)」に改める。

様式第十号から様式第十二号までの規定中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十三号中「㊦」を削る。

様式第十四号中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十五号中「㊦」を削る。

様式第十六号中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十七号から様式第二十号までの規定中「㊦」を削る。

様式第二十一号及び様式第二十二号中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十三号中「㊦」を削る。

様式第二十四号及び様式第二十五号中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十六号中「㊦」を削る。

様式第二十七号中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「(ホネウ)のしき

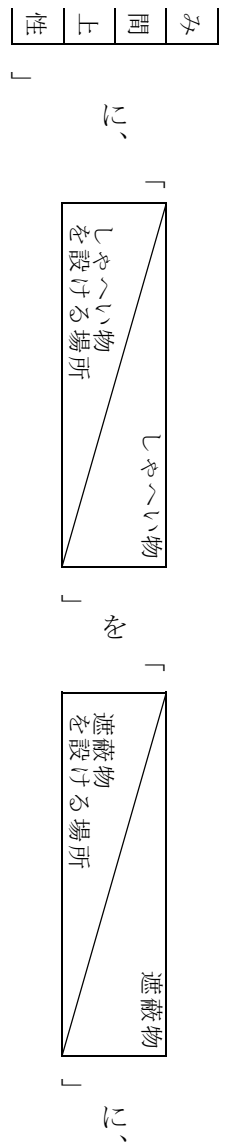
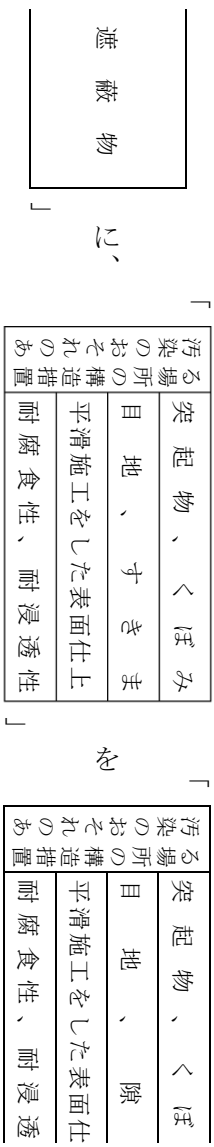
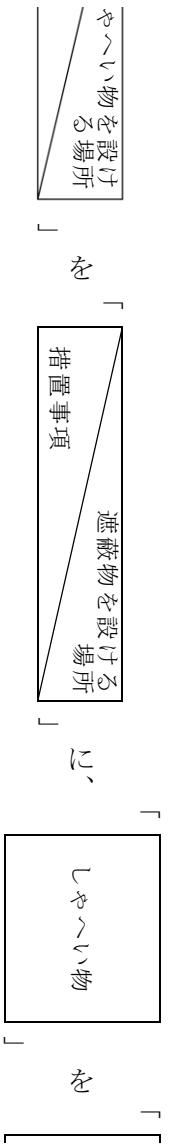
へい」や「照射筒の遮蔽」ひ、「しゃへいする」や「遮蔽する」ひ、「一次しゃへい体」や「一次遮蔽体」ひ、「しゃへい物」や「遮蔽物」ひである。

第43条二十八号中「あて先」や「宛先」ひ、④」や⑤」ひ、「しゃへい物」や「遮蔽物」ひ、⑥」回送の(注)②中「しゃへい計算書」や「遮蔽計算書」ひである。

第43条二十九号中「あて先」や「宛先」ひ、④」や⑤」ひ、「しゃへい物」や「遮蔽物」ひ、「貯蔵施設のしゃへい材料」や「貯蔵施設の遮蔽材料」ひ、「かぎ」や「鍵」ひ、「貯蔵容器のしゃへい材料」や「貯蔵容器の遮蔽材料」ひ、⑥」回送の(注)②中「しゃへい計算書」や「遮蔽計算書」ひである。

第43条三十号中「あて先」や「宛先」ひ、④」や⑤」ひ、「しゃへい物」や「遮蔽物」ひ、「貯蔵施設のしゃへい材料」や「貯蔵施設の遮蔽材料」ひ、「かぎ」や「鍵」ひ、「貯蔵容器のしゃへい材料」や「貯蔵容器の遮蔽材料」ひ、⑥」回送の(注)②中「しゃへい計算書」や「遮蔽計算書」ひである。

第43条三十一号中「あて先」や「宛先」ひ、④」や⑤」ひ、「しゃへい物」や「遮蔽物」ひ、「あて先」や「宛先」ひ、④」や⑤」ひ、「しゃへい物」や「遮蔽物」ひ、「かぎ」や「鍵」ひ、⑥」回送の(注)②中「しゃへい計算書」や「遮蔽計算書」ひである。



「貯蔵施設のしゃへい材料」や「貯蔵施設の遮蔽材料」ひ、「かぎ」や「鍵」ひ、「しゃへい材料」や「遮蔽材料」ひ、「目地、すきま」や「目地、隙間」ひ、「しゃへい器具」や

「遮蔽用器具」に改め、同様なもの（注）③中「しゃんい計算書」を「遮蔽計算書」に改める。

様式第三十四号から様式第三十八号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第三十九号及び様式第四十号中「㊦」を削り、「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

様式第四十一号及び様式第四十二号中「㊦」を削る。

様式第四十三号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「第55条第3項」を「第55条第6項」とし、「総会」を「社員総会」に改める。

様式第四十四号から様式第四十七号までの規定中「㊦」を削り、「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

様式第四十七号の次に次の二様式を加える。

年 月 日	
(宛先) 埼玉県知事	
所在地 名称 代表理事	
地域医療連携推進法人解散認可申請書	
次のとおり、医療法第70条の15において準用する同法第55条第6項の規定により、解散の認可を申請します。	
解散の事由	1 目的たる業務の成功の不能 2 社員総会の決議

添付書類

- 1 解散の理由書
- 2 医療法又は定款に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

年 月 日	
(宛先) 埼玉県知事	
所在地 名 称 代表理事	
地域医療連携推進法人定款変更認可申請書	
次のとおり、医療法第70条の18第1項において準用する同法第54条の9第3項の規定により、定款の変更の認可を申請します。	
変更しようとする定款の条項	
変 更 事 由	

添付書類

- 1 定款の新旧対照表
- 2 定款に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- 3 変更前の定款
- 4 その他知事が必要と認めた書類

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の医療法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。